

## 図書館における複写サービスについて

1. 西東京市図書館では、**図書館の資料等については**、著作権法第 31 条「図書館における複写」の規定に基づき、利用者の求めに応じて、以下の要件を満たす場合に「複写サービス」として複写を行いません。
  - ・個人の調査・研究のための複写であること。  
(個人以外での使用や、営利目的の複写はできません)
  - ・西東京市図書館所蔵の資料等であること。(貸出資料・借用資料を含む)
  - ・公表された著作物の 1 部分 (半分以下) であること。
  - ・利用者 1 人につき、同じ箇所のコピーは 1 部のみであること。
2. コピーを御希望の方は、以下の手続きをお願いします。
  - ・カウンターにある「複写申込書」に必要事項を記入、署名の上、職員に提出してください。
  - ・著作権の存しない図書館資料につきましては、署名を除き必要事項を記入してください。
  - ・著作権の存する図書館資料につきましては、著作権法の範囲内で資料名とページを記入してください。
  - ・資料のコピーは、記入した「複写申込書」と同じ内容でお取りください。
  - ・コピーは 1 枚 10 円です。
3. コピーの許容範囲は以下の通りです。ご確認の上、お申し込みください。

<コピーできる範囲>

  - ・公表された著作物の 1 部分 (半分以下) まで
  - ・百科事典等の辞書類においては 1 項目 (文責者名あり) の半分以下まで  
(ただし、1 項目が 1 頁に満たない場合、1 項目がコピー可能  
見開きで一方の頁の途中が始点、もう一方の頁の途中が終点の場合、見開きでコピー可能)
  - ・住宅地図、その他地図類は、出版社の意向をうけ、その許可範囲内において可能。
  - ・当日の新聞・雑誌の最新号は、各記事の半分以下まで  
(新聞は翌日、雑誌は次号がでたら、全文コピー可能)
  - ・憲法、法令、国・自治体の告示・訓令・通達などは、すべてコピー可能

<コピーできない範囲>

  - ・国立国会図書館から取り寄せた資料
  - ・他区市町村から取り寄せた雑誌
  - ・CD のジャケット・解説書・歌詞カード
  - ・絵画、写真集 (同一性保持権保護のため)  
(ただし、著作権保護期間経過後の作者のものは、一冊の半分以下までコピー可能)
4. なお、個人の私的な持参資料については、複写申込書等の記入は必要ありませんので、その旨を職員に申し出て、著作権法第 30 条の規定に基づき、個人の責任の範囲内で使用してください。